

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年3月27日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成23年11月15日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ大野原店 観音寺市大野原町大野原3912番ほか
- 3 法第8条第1項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
（意見の概要）
 - 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に留意した店舗運営を行うこと。
 - 周辺住民から騒音等苦情や要望等があった場合は店舗設置者として、その解決に向けて最善の努力をして頂きたい。また、騒音等による環境対策に対しても特に配慮して欲しい。また周辺の農作物に影響を与えないよう照明（光害）対策等に配慮すること。
 - 交差点付近の立地であるため国道11号及び市道観音寺大野原線の混雑が懸念され、開店時及び繁忙期における交通誘導員等による対策を万全に実行し、円滑に流れるよう配慮されたい。
 - 雨水による洪水等で周辺に迷惑をかけないように排水路対策等を十分に行うこと。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1)意見書を提出した者
観音寺市大豊商工会
 - (2)意見の概要
 - 意見の内容
 - ①経路の設定等
 - ②防災・防犯対策等への協力
 - 理由
 - ①交通事故、渋滞等が発生しないようにすること。
 - ②深夜における周辺地域での防犯や青少年の非行防止の対策を講じること。
 - 説明
 - ①駐車場の経路が右折を伴うように設定される場合には、来客の自動車による右折待ち渋滞等が発生しないようにすること。
 - ②夜間に営業活動を行うことから、設置者は駐車場等への適切な照明の設置、併設施設における防犯・非行防止についても留意すべきである。
 - ③届出内容を遵守するために、周辺住民から十分に理解を得られるよう、開店後においても誠意ある対応をとること。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課
縦覧期間	平成24年3月27日（火曜日）から同年4月27日（金曜日）まで